

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 17 年には 70,667 人に達したが、これをピークに以降、減少傾向に転じ、平成 30 年 6 月 1 日現在 66,913 人、世帯数 29,003 世帯で、毎年、人口は減少し、平成 25 年以降は減少数が増加傾向にある。更に第五次北本市総合計画における、平成 27 年 1 月 1 日現在の年代別構成比は、年少人口（0～14 歳）が 11.7%（8,001 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 61.6%（42,309 人）、高齢人口（65 歳以上）が 26.7%（18,347 人）となっており、すでに 4 人に 1 人が高齢者である。また、「平成 27 年度 国勢調査」によると、市内での就業人口は、21,867 人で平成 17 年と比較すると 268 人減少しています。ただ、その内訳は、生産年齢人口で 1,873 人減少し、高齢者人口が 1,605 人増加しており、生産年齢人口の労働力の減少を高齢者が賄っている構造となっています。この状況は本市に常住する人の労働力状態を見ても同様の傾向を示しており、人口減少・人口動態の変化がもたらす労働力構造の変化は、市内産業における人材不足、ひいては産業競争力の低下を招くことが懸念される。

「平成 26 年経済センサス-基礎調査」に基づく市内 2,048 事業所の産業大分類別内訳は、製造業 165 事業所（約 8.1%）、建設業 213 事業所（約 10.4%）、宿泊・飲食サービス業 225 事業所（約 11.0%）、生活関連サービス・娯楽業が 258 事業所（約 12.6%）、卸売・小売業については 499 事業所（約 24.4%）があり、多様な業種が展開している。従業者数では 20,898 人のうち、宿泊業・飲食サービス業が 2,169 人（約 10.4%）、医療・福祉が 3,517 人（約 16.8%）、製造業が 3,999 人（約 19.1%）、卸売・小売業が 4,739 人（約 22.7%）と、大きな割合を占め、本市産業の中核を担っていることがわかる。

埼玉県の「平成 27 年度 埼玉の市町村民経済計算」によると、本市の市内総生産（名目）の構成比は、第 1 次産業 0.3%、第 2 次産業 28.7%、第 3 次産業 70.1%となっており、金額は 160,592 百万円である。データのある平成 18 年と比較すると、埼玉県全体では増加傾向にあるにもかかわらず、本市の場合 10%以上減少している。

本市産業の大部分は中小企業が支えており、今後とも中小企業が地域経済の中心的な役割を果たしていくには、生産性の向上なくしては考えられない。

市内産業への本市の取組みとしては、平成 19 年 3 月に「北本市産業振興ビジョン」を策定し、変動の大きな経済情勢や社会環境の変化により見直しや修正を重ねながら、産業振興を推進してきたところで、本市の産業の中心である中小企業への振興に重点を置いている。

しかし、高齢化及び生産年齢人口の労働力の減少は、需要と供給双方にマイナスの影響を与え、市内産業の衰退に繋がるおそれがあることを鑑み、本市として、市内事業所の生産性を向上させ、市内産業の競争力の強化を図る必要がある。

(2) 目標

市内中小企業者が、高齢化及び人手不足の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性向上を図ることで、市内産業の活性化を目指す。については、計画期間中に年間2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定された事業者に対し、生産性向上を目的とした設備導入を支援することで、先端設備等導入計画を認定された事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)を年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において定める対象区域は、中小企業者による幅広い取組を促すため、北本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の多様な業種・事業における生産性向上を支援するため、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 市税を滞納している者は対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画の認定を受けた者は、当該計画の進捗状況について、市が調査を実施する場合、可能な限り協力すること。